

3月の休日納税窓口は

28日(日)です

【時間】

午前8時30分から午後7時15分まで

【場所】

小松島市役所1階 税務課①番窓口

【業務内容】

▼市税および保険料の納付

▼納税に関する相談

お問い合わせは、市税務課納税係(☎32・3928)まで。



お済みですか？ 確定申告

確定申告はもうお済みですか？

所得税の確定申告と納税は3月15日(月)

まで、個人事業者の消費税および地方消

費税は3月31日(水)までです。

期限を過ぎて申告や納税をされますと、

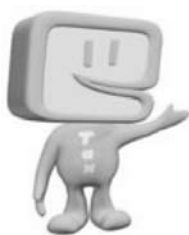
本税のほかに加算税や延滞税が必要とな

る場合がございますので、ご注意ください。

徳島税務署の申告相談会場は、アスティとくしま(徳島市山城

町東浜傍示1)で、期間は、3月15日(月)までとなっています。

お問い合わせは、徳島税務署(☎088・622・4131)まで。



eLTAX(エルタックス)導入のお知らせ

市では、本年4月1日より地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した地方税の電子申告の受付を開始します。これにより、従来は紙で行っていた地方税の申告が、自宅やオフィス、税理士事務所のパソコンからインターネットを利用して行うことができるようになります。

| 税目 | 電子申告 | 電子申請・届出 |
|-----------------|---|-----------------------|
| 固定資産税 (償却資産) | ○償却資産申告書 ○種類別明細書 | |
| 法人市民税 | ○中間・確定・修正申告 | ○法人設立・設置届出書 ○異動届出書 |
| 個人住民税 (特別徴収) | ○給与支払報告書(総括表・個人別明細書) ○特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ○普通徴収から特別徴収への切替申請 ○退職所得に係る納入申告および特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出 ○公的年金等支払報告書(総括表・個人別明細書) | ○特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 |

「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が不要になりました

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに新築住宅等に入居された方で、住民税からの住宅ローン控除の適用をうける方は、平成22年度から申告書の提出が原則不要になりました。(退職所得・山林所得がある方もしくは所得税の平均課税の適用をうけている方については、申告により控除金額が高くなる場合があります。)

事業所から給与支払報告が提出されるか、確定申告をすることにより控除させていただきます。

お問い合わせは、市税務課市民税係(市役所1階 ☎32・3821)まで。